

七 前条第一項第四号に係る求職の承認の申請の申請である場合には、当該申請に係る利害関係金融事業者の地位に就く者を募集する文書

八 前条第一項第五号に係る求職の承認の申請である場合には、求職活動を委託する相手方にに関する文書

九 その他参考となるべき書類
(金融事業者再就職者による依頼等の規制に係る内部組織)

第一条の十 法第十七条第一項の離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの(以下「現内部組織」という。)である

五 前条第一項第二号に係る求職の承認の申請の申請である場合には、求職の承認を得ようとする管理運用法人役職員が、当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書

六 前条第一項第三号に係る求職の承認の申請である場合には、次に掲げる書類

イ 利害関係金融事業者を經營する親族からの要請があつたことを証する文書

ロ 求職の承認を得ようとする管理運用法人役職員と利害関係金融事業者を經營する親族との統柄を証する文書

四 前条第一項第一号に係る求職の承認の申請である場合には、求職の承認を得ようとする管理運用法人役職員の行う職務を規律する關係法令の規定及びその運用状況を記載した調書

2 定める様式は別記様式第一とする。
令第四条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係金融事業者が現に行つている事業の内容を明らかにする資料

二 求職の承認を得ようとする管理運用法人役員の職務の内容を明らかにする資料

三 求職の承認を得ようとする管理運用法人役員の職務の内容を明らかにする資料

(求職の承認の手続)

職した日の五年前の日より前に行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該金融事業者再就職者が離職した日の五年前の日より前に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（金融事業者再就職者による依頼等により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。
（金融事業者再就職者による依頼等の規制のうち管理運用法人の役員等に係る規制に係る内部組織）
第一条の十二 法第十七条第二項の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、現内部組織であつて金融事業者再就職者が離職した日の五年前より前に就いていたものとする。
直近五年間より前に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（平成二十九年十月一日以後のものに限る。）として厚生労働大臣が定めるものであつて金融事業者再就職者が離

第一条の十一 法第十七條第二項及び第十七條の二の管理又は監督の地位として厚生労働省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当する管理又は監督の地位

2 署前五年間に在職していたものとする。
直近七年間に存し、又は存していた理事長の
直近下位の内部組織（平成二十九年十月一日以
後のものに限る。）として厚生労働大臣が定め
るものであつて金融事業者再就職者が離職前五
年間に在職していたものが行つていた業務を現
内部組織（当該内部組織が現内部組織である場
合にあつては他の現内部組織）が行つている場
合における前の規定の適用については、当該
金融事業者再就職者が離職前五年間に当該現内

つて同様に規定する金融事業者再就職者（離職後二年を経過した者を除く。以下同じ。）が離

第三条 管理運用法人に係る通則法第三十条第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

三 中期目標の期間を超える債務負担

四 その他中期目標を達成するために必要な事項

三 競争入札その他契約に関する基本的事項
四 その他管理運用法人の業務の執行に関する事項

（中期計画の認可の申請）

第二条 管理運用法人は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（管理運用法人の最初の事業年度の属する中期計画については、管理運用法人の成立後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

管理運用法人は、通則法第三十条第一項後段

様式は、別記様式第四と/orする。
(業務方法書の記載事項)

第一条の十七 管理運用法人に係る通則法第二十
八条第二項の主務省令で定める事項は、次のと
おりとする。

一 法第十八条第一号に規定する年金積立金の
管理及び運用に関する事項

二 業務委託の基準

第一条の十四 合第六条の厚生労働省令で定める
様式は、別記様式第二とする。
(金融事業者再就職による依頼等の届出の様式)

第一条の十五 合第七条の厚生労働省令で定める
様式は、別記様式第三とする。
(理事長への再就職の届出の様式)

第一条の十六 合第八条の厚生労働省令で定める
ものである場合とする。
**(金融事業者再就職による依頼等の承認に係
る申請の様式)**

ける契約に関する職務その他管理運用法人の役員又は職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合等である。

ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値

二 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報

二 当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合につは、前号に掲げる業務の実績につ

報告書	て自ら評価を て実績及び当 該実績につい て自ら評価を て行つた結果を 明らかにした る。ない。	報告書	における業務実績。なお、当該業務の実績は、 当該業務が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るもの である場合には次のイからニまでで 同項第三号から第五号までに掲げ る事項に係るものである場合には 次のイからハまでに掲げる事項を 明らかにしたものでなければなら ぬ。
状況	イ 中期計画及び年度計画の実施	状況	該事業年度における業務運
口	当該事業年度における業務運	口	該事業年度における業務運

同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、管理運用法人は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、管理運用法人の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

一項に規定する年度計画には、中其計画は定めた事項に記し、当該事業年度において実施すべき事項を記しなければならない。

(業務実績等報告書)

第五条 管理運用法人に係る通則法第三十二条第一項後二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれかに該当するかに応じ、

第四条 管理運用法人に係る通則法第三十一条第一項二見三二の三要件には、口用十画二三つ（年度計画の記載事項等）

三 中期目標	一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、 評価を行つた同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、 当該実績項目第二号に掲げる事項に係るものである場合には、 評価を行つた結果を明らかにする報告書によるものがある場合に は、その実施状況	過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に は、その実施状況	過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に は、その実施状況	過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に は、その実施状況
二 中期目標及び中期計画の実施状況	当該期間における業務運営の状況	当該期間における業務運営の状況	当該期間における業務運営の状況	当該期間における業務運営の状況
口 状況	ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値	ハ 当該業務に係る指標がある場合は、前号に掲げる業務の実績について管理運用法人が評価を行つた結果。	ハ 当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報	ハ 当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報
イ 中期目標及び中期計画の実施状況	二 当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合は、前号に掲げる業務の実績について管理運用法人が評価を行つた結果。なお、当該評価を行つた結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に は、その実施状況	二 当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合は、前号に掲げる業務の実績について管理運用法人が評価を行つた結果。なお、当該評価を行つた結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に は、その実施状況	二 当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合は、前号に掲げる業務の実績について管理運用法人が評価を行つた結果。なお、当該評価を行つた結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に は、その実施状況	二 当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合は、前号に掲げる業務の実績について管理運用法人が評価を行つた結果。なお、当該評価を行つた結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に は、その実施状況

第六条及び第七条 削除

第六条及び第七条 削 (企業会計原則等)

第六条及び第七条 (企業会計原則等)
管 理 運 用 法 人 の 会 計 に つ い て は 、 この 省
令 の 定 め る と こ ろ に よ る も の と し 、 この 省 令 に
定 め な い も の に つ い て は 、 一 般 に 公 正 妥 当 と
認め ら れ る 企 業 会 計 の 基 準 に 従 う も の と す る 。

2 金 融 庁 組 織 令 (平成十年政令第三百九十九号)
第 二 十 四 条 第 一 項 に 规 定 す る 企 業 会 計 審 議
会 に よ り 公 表 さ れ た 企 業 会 計 の 基 準 は 、 前 項 に
規 定 す る 一 般 に 公 正 妥 当 と 認 め ら れ る 企 業 会 計
の 基 準 に 該 当 す る も の と す る 。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推
進 本 部 决 定 に 基 づ き 行 わ れ た 独 立 行 政 法 人 の 会
計 に 関 す る 研 究 の 成 果 と し て 公 表 さ れ た 基 準
(以 下 「独 立 行 政 法 人 会 計 基 準」と い う) は
この 省 令 に 準 ず る も の と し て 、 第 一 項 に 规 定 す
る 一 般 に 公 正 妥 当 と 認 め ら れ る 企 業 会 計 の 基 準
に 優 先 す る も の と す る 。

(利 益 及 び 損 失 の 处 理)

第九条 法 第 二 十 五 条 第 一 項 の 规 定 に 基 づ き 厚 生
年 金 勘 定 及 び 国 民 年 金 勘 定 に 利 益 を 帰 属 さ せ る
と き は 、 当 該 事 業 年 度 に お い て そ れ ぞ れ の 勘 定
に 帰 属 さ せ る も の と す る 。

2 法 第 二 十 五 条 第 二 項 の 规 定 に 基 づ き 厚 生 年 金
勘 定 及 び 国 民 年 金 勘 定 か ら 受 け 入 れ た 資 金 の 額
を 減 額 し て 整 理 す る と き は 、 そ れ ぞ れ の 勘 定 か
ら 受 け 入 れ た 額 を 当 該 事 業 年 度 に お い て 減 額 し
て 整 理 す る も の と す る 。

(償 却 資 産 の 指 定 等)

第十条 厚 生 労 働 大 臣 は 、 管 理 運 用 法 人 が 業 務 の
た め 取 得 し よ う と し て い る 傷 却 資 産 に つ い て そ
の 種 類 に 対 応 す べ き 収 益 の 獲 得 が 予 定 さ れ な い
と 認 め ら れ る 場 合 に は 、 そ の 取 得 ま で の 間 に 限
り 、 当 該 傷 却 資 産 を 指 定 す る こ と が で き る 。

2 前 項 の 指 定 を 受 け た 資 産 の 減 価 傷 却 に つ い て
は 、 減 価 傷 却 費 は 計 上 せ ず 、 資 産 の 減 価 額 と 同
額 を 資 本 剰 余 金 に 対 す る 控 除 と し て 計 上 す る も
の と す る 。

(財 務 諸 表)

第十一條 管 理 運 用 法 人 に 係 る 通 則 法 第 三 十 八 条
第一項 の 主 務 省 令 で 定 め る 書 類 は 、 独 立 行 政 法
人 会 計 基 準 に 定 め る 行 政 コ スト 計 算 書 、 純 資 產
変 動 計 算 書 及 び キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書 と す
る 。

(損 益 計 算 書 の 様 式)

（事業報告書の作成）

第十一條の三 管理運用法ハニ係る通則法第三 （事業報告書の作成）

（事業報告書の作成）

第十一條の三 管理運用法人に係る通則法第三十三条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 管理運用法人の目的及び業務内容
- 二 国の政策における管理運用法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 管理運用法人に関する基礎的な情報（利益及び損失の会計処理）

第十二条 総合勘定においては、法第二十五条第一項の規定に基づき厚生年金勘定及び国民年金勘定に帰属するものとされた利益の額及び同条第二項の規定に基づき厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を減額して整理場するものとされた額に係る会計処理を行う場合には、経常損益の計算結果から臨時損失を控除した額に臨時利益を合算して得た額が零以上であるときは第一号に定めるところにより、零未満であるときは第二号に定めるところによるものとする。

一 当該額を繰入前利益として計上し、その額を他勘定分配金繰入として厚生年金勘定及び国民年金勘定に分配した結果を当期純利益として計上するものとする。この場合において、厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を減額するものとする。

二 当該額を処理前損失として計上し、その額を他勘定受入金減額として厚生年金勘定及び国民年金勘定に分配され、それぞれの勘定において総合勘定において総合勘定に於ける損益計算書の収益に計上するものとする。

額した結果を当期純損失として計上するものとする。この場合において、厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を減額した額は、それぞれの勘定において総合勘定繰入金減額損として損益計算書の費用に計上するものとする。

(財務諸表等の閲覧期間)
第十三条 管理運用法による通則法第三十九条

第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

(会計監査報告の作成)

第十三条の二 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条

の定めるところによる。

め、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の

収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及

び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと

解してはならない。

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行する
を除く。) 及び職員

に当たり意疎通を図るべき者

会計監査人は、通則法第三十一条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書又は決算報告書の長頭にてては、次

業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成

しなければならない。 一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において

て同じ。)が管理運用法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての

重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイから

これまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イから、までに定める事項

以上までは定める事項
イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財
務者等が独立行政法人へ会計基準その他の一

務諸表が独立行政法人会計基準その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準

拠して、管理運用法人の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての

重要な点において適正に表示していると認められる旨

除外事項を付した限定付適正意見の対象となつた財務諸表が除外事項を除き監査口

八 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容とする。

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

八 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

（短期借入金の認可の申請）

第十四条 管理運用法人は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 借入れを必要とする理由
　　借入金の額
　　借入先
　　借入金の利率
　　借入金の償還の方法及び期限
　　利息の支払の方法及び期限
　　その他必要な事項

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第十四条の二 厚生労働大臣は、管理運用法人が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第十四条の三 厚生労働大臣は、管理運用法人が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

(通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産)

第十五条 管理運用法人に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一 土地及び建物

二 その他厚生労働大臣が指定する財産

(通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第十六条 管理運用法人は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び評価額

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 管理運用法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(内部組織)

第十六条の二 管理運用法人に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現内部組織であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していしたものとする。

直近七年間に存し、又は存していた理事長の
直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一
部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六
号）の施行の日以後のものに限る。）として厚
生労働大臣が定めるものであつて再就職者が離
職前五年間に在職していたものが行つていた業
務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織で
ある場合にあつては他の現内部組織）が行つて
いる場合における前項の規定の適用について
は、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部
組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

**第十六条の三 管理運用法人に係る通則法第五十
一条の六第二号に規定する管理又は監督の地位と
して主務省令で定めるものは、職員の退職管理
に関する政令第二十七条第六号に規定する職員
が就いている官職に相当するものとして厚生労
働大臣が定めるものとする。**

（総合勘定が受け入れた資金の額）

第十七条 令第十七条第一項第一号の厚生年金勘
定から受け入れた資金の額に相当するものとし
て算出した金額は、第一号に掲げる額と第二号
に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額を
控除して得た額とする。

一 当該事業年度の前事業年度末において総合
勘定が厚生年金勘定から受け入れていた額と
前事業年度末において法第二十五条第一項の
規定に基づき当該勘定に帰属するものとされ
た利益の額との合算額又は当該受入額から前
事業年度末において同条第二項の規定に基づ
き当該勘定から受け入れた資金の額を減額し
て整理するものとされた額を控除して得た額
に当該事業年度の日数を乗じて得た額
数を乗じて得た額の合算額

二 当該事業年度において厚生年金勘定から總
合勘定が資金を受け入れると共に、当該受入
額に当該受入日から当該事業年度までの日
数を乗じて得た額の合算額

三 当該事業年度において総合勘定から厚生年
金勘定が資金を受け入れると共に、当該受入
額に当該受入日から当該事業年度までの日
数を乗じて得た額の合算額

前項の規定は、令第十七条第一項第一号の国
民年金勘定から受け入れた資金の額に相当する
ものとして算出した金額について準用する。こ
の場合において、前項中「厚生年金勘定」とあ
るのは、「国民年金勘定」と読み替えるものと
する。

令附則第九条第一項第一号の承継資金運用勘定から受け入れた資金の額に相当するものとしたものとして算出した金額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

当該事業年度の前事業年度末において総合勘定が承継資金運用勘定から受け入れていた額と前事業年度末において法附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十五条第一項の規定に基づき当該勘定に帰属するものとされた利益の額（法附則第十一條第二項に規定する同条第一項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして算出した金額に相当するものを除く。）との合算額又は当該受入額から前事業年度末において法附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十五条第二項の規定に基づき減額して整理するものとされた額（法附則第十一條第三項に規定する同条第一項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして算出した金額に相当するものを除く。）を控除した額（平成十八年四月一日

前項の規定は、令附則第九条第一項第一号及

していいた額（平成十八年四月一日に始まる事業年度にあつては、管理運用法人の成立の時において総合勘定から承継資金運用勘定に融通していた額）に当該事業年度の日数を乗じて得た額と当該事業年度において法附則第十一項の規定により総合勘定から承継資金運用勘定へ融通するごとに、当該融通額を当該融通日から当該事業年度末までの日数を乗じて得た額の合算額との合算額に、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から前号に掲げる額を控除して得た額をその額と同項において準用する第一号に掲げる額と同項において準用する第二号に掲げる額との合算額から同項において準用する第三号に掲げる額を控除して得た額との合算額で除して得た率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して算出を頼）

四条 合規付則第十条第一項に規定する融資資金の成立の時において総合勘定が承継資金運用勘定から受け入れていた資金を法附則第五条第三項の規定により増額して整理した後の額、又は同条第四項の規定により減額して整理した後の額）に当該事業年度の日数を乗じて得た額

二 当該事業年度において承継資金運用勘定から総合勘定が資金を受け入れるごとに、当該受入額に当該受入日から当該事業年度末までの日数を乗じて得た額の合算額

三 当該事業年度において総合勘定から承継資金運用勘定が資金を受け入れることに、当該受入額に当該受入日から当該事業年度末までの日数を乗じて得た額の合算額

（融通資金の額及び長期借入金の額）

法書の記載事項)
第五条 管理運用法人が法附則第八条に規定する業務(以下「承継資金運用業務」という。)を行う場合には、管理運用法人に係る通則法第十八条第二項の主務省令で定める業務方法書記載すべき事項は、第一条各号に掲げる事項ほか、承継資金運用業務に関する事項とする。(承継資金運用業務を行う場合における利益及び損失の会計処理)

第六条 管理運用法人が承継資金運用業務を行なう場合には、第十二条中「及び国民年金勘定」あるのは、「国民年金勘定及び承継資金運用勘定」とする。この場合、承継資金運用勘定については、経常損益の計算結果に総合勘定分配収入を合算して得た額又は経常損益の計算結果から総合勘定繰入金減額損を控除して得た

方に二を及ぶ。の果勵とつうの厚生労働省令(平成二十七年三月三一日)によれば、この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。(施行期日)

第二条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(中期計画の認可申請等に係る経過措置)

第二条　この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係る第十七条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(以下「新年金積立金管理運用独立行政法人財会省令」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「平成二十七年四月一日以後最初の中

2
二 当該事業年度において法附則第十二条第一項の規定により総合勘定から承継資金運用勘定に融通することに、当該融通額に当該融通日から当該事業年度末までの日数を乗じて得た額の合算額

一 令附則第十条第一項に規定する長期借入金の額に相当するものとして算出した金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

二 当該事業年度の前事業年度末における長期借入金（法附則第八条に規定する長期借入金をいう。以下この条において同じ。）の額（平成十八年四月一日に始まる事業年度については、管理運用法人の成立の時における長期借入金の額）に当該事業年度の日数を乗じて得た額とする。

二 当該事業年度において長期借入金を償還するごとに、当該償還額に当該償還日から当該事業年度末までの日数を乗じて得た額の合算額

第四条 今附記第一項第一号に規定する融資金の額に相当するものとして算出した金額は、第

法書の記載事項)
第五条 管理運用法人が法附則第八条に規定する業務(以下「承継資金運用業務」という。)を行う場合には、管理運用法人に係る通則法第十八条第二項の主務省令で定める業務方法書記載すべき事項は、第一条各号に掲げる事項ほか、承継資金運用業務に関する事項とする。(承継資金運用業務を行う場合における利益及び損失の会計処理)

第六条 管理運用法人が承継資金運用業務を行なう場合には、第十二条中「及び国民年金勘定」あるのは、「国民年金勘定及び承継資金運用勘定」とする。この場合、承継資金運用勘定については、経常損益の計算結果に総合勘定分配収入を合算して得た額又は経常損益の計算結果から総合勘定繰入金減額損を控除して得た

方に二を及ぶ。の果勵とつうの厚生労働省令(平成二十七年三月三一日)によれば、この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。(施行期日)

第二条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(中期計画の認可申請等に係る経過措置)

第二条　この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係る第十七条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(以下「新年金積立金管理運用独立行政法人財会省令」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「平成二十七年四月一日以後最初の中

関する法律施行規則（平成十三年厚生労働令第七十七号）

附 則（平成一九年三月三一日厚生労省令第七〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

附 則（平成二二年三月二六日厚生労省令第三三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の年金積立金管
運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び
計に関する省令第十二条の二の規定は、年金
立金管理運用独立行政法人の平成二十一年四
一日に始まる事業年度に係る会計から適用
する。

附 則（平成二二年一月二六日厚生労働省令第一二一号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を
正する法律の施行の日（平成二十一年十一月
十七日）から施行する。

を当期純利益又は当期純損失として計上する。ものとする。

方に二を及ぶ。の果勵とつうの厚生労働省令(平成二十七年三月三一日)によれば、この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。(施行期日)

第二条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(中期計画の認可申請等に係る経過措置)

第二条　この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係る第十七条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(以下「新年金積立金管理運用独立行政法人財会省令」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「平成二十七年四月一日以後最初の中

附 則
(平成二二号)

年一月二六日厚生

第二条 この省令による改正後の年金積立金管
運用 独立行政法人の業務運営並びに財務及び
計に関する省令第十二条の二の規定は、年金
立金管理運用独立行政法人の平成二十一年四
一日に始まる事業年度に係る会計から適用
する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1
し、この省令は平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

附 則（平成九年三月三日厚生労省令第七〇号）抄
（施行期日）

関する法律施行規則（平成十三年厚生労働令第七十七号）

第十七条 次に掲げる資金に施行規則（平成十三年金資金運用基準施行規則）（平成十三年厚生労働省令第七十五号）

を 当期純利益又は当期純損失として計上する
ものとする。
(年金資本運用基金法施行規則等の廃止)

(承継資金運用業務を行う場合における業務
法書の記載事項)

第五条 管理運用法人が法附則第八条に規定する業務（以下「承継資金運用業務」という。）を行う場合には、管理運用法人に係る通則法第十八条第二項の主務省令で定める業務方法書記載すべき事項は、第一条各号に掲げる事項ほか、承継資金運用業務に関する事項とする（承継資金運用業務を行う場合における利益び損失の会計処理）。

第六条 管理運用法人が承継資金運用業務を行なう場合には、第十二条中「及び国民年金勘定」あるのは、「国民年金勘定及び承継資金運用勘定」とする。この場合、承継資金運用勘定においては、経常損益の計算結果に総合勘定分配収入を合算して得た額又は経常損益の計算結果から総合勘定繰入金減額損を控除して得た

項の三表		項の一表	
に 条 第 二 項 第 二 号	通則法第二十九 通則法第二十九 條第二項第二号	同項第三号から 第五号まで	通則法第二十九 独立行政法人通則法の一部 条第二項第二号
第三号に 旧通則法第二十九 条第二項第二项	五号	同項第二号、第四号及び第 二号から	る改正前の通則法（以下「 の表において「旧通則法」 という。）第二十九条第二項 第三号に

<p>(事業報告書の作成に係る経過措置)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる省令の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。</p> <p>一から十まで 略</p> <p>十一 新年金積立金管理運用独立行政法人財会省令第十一條の三(第三項)</p> <p>附 則 (平成二十九年九月二八日厚生労働省令第一〇二号)</p> <p>この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十一年三月一五日厚生労働省令第二三号)</p> <p>この省令は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令別記様式第四の様式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という)以後にされる年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第十七条の二の規定による届出について適用し、施行日前にされた同条の規定による届出については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成三十一年三月一九日厚生労働省令第四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置)</p> <p>第五条 次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。(以下この条において同じ。))及び事業報告書(同条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この条において同じ。)から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。</p> <p>一から九まで 略</p> <p>十 第十条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会</p>	<p>第五号まで 五号</p> <p>同項第三号から同項第二号、第四号及び第五号まで 五号</p> <p>同則法第二十九条旧通則法第二十九条第一項 条第二項第二号第二号から</p> <p>(事業報告書の作成に係る経過措置)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる省令の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。</p> <p>一から十まで 略</p> <p>十一 新年金積立金管理運用独立行政法人財会省令第十一條の三(第三項)</p> <p>附 則 (平成二十九年九月二八日厚生労働省令第一〇二号)</p> <p>この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十一年三月一五日厚生労働省令第二三号)</p> <p>この省令は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令別記様式第四の様式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という)以後にされる年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第十七条の二の規定による届出について適用し、施行日前にされた同条の規定による届出については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成三十一年三月一九日厚生労働省令第四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置)</p> <p>第五条 次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。(以下この条において同じ。))及び事業報告書(同条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この条において同じ。)から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。</p> <p>一から九まで 略</p> <p>十 第十条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会</p>
--	---

別記様式第一(第一条の九関係)

を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

現在の職務内容

2 承認の申請に係る利害関係金融事業者
 逐年金の企管部は既存立派な法人の事業運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成18年厚生労働省令第10号)第1項第2項第3項第4項第5項に係る申請の場合に限り、該省の利害関係金融事業者について記載。

选择项目	选择项目的名称	选择操作按钮
------	---------	--------

に関する 申請の種類	申請内容	
氏名又は名称	住所又は本拠所在地	
面接の有無		

②	子法人の名称	本社所在地
---	--------	-------

業務内容 る承認 申請の 場合	業務内容	
社名又は本拠所在地		此名又は本拠所在地
業務内容		

③	子法人の名称 ・地図	本社所在地
---	---------------	-------

る半蔵
半蔵の
場合

氏名又は名称		住所又は本社所在地
業務内容		
④	子法人 の施設	子法人の名称
		本社所在地

の承認申請の場合

業務内容	
⑤ 子法人の所在地に関する業務内容	子法人の名前 本社所在地

	申請の 場合
--	-----------

特許局の機関の公的行為
従前の利害関係金融事業者に係る再承認申請の場合は、申請者の職務と個々の利害関係金融事業者について記載すること。

申請者の数値の程度

別記様式第一（第一条の九関係）

別記様式第二（第一条の十四関係）

別紙様式第二(各一条の付箇印)						
企画事業者非就職者による就業の承認申請書 年 月 日						
年金立会管理制度並同法改正後施行規則 第一章 第二節 年金立会管理制度並同法改正後施行規則(平成14年法律第205号)第27条第4項の規定に基づき、下記のとおり申請を申立てます。この申請は、年金立会制度並同法改正後施行規則第27条第4項の規定により、事務に通達ありません。						
この申請書に記載された事項に、事実に違背または誤りがございません。						
申請書 (ふりがな) () 生年月日(西暦) 例名 非就職企画事業者の氏名又は名称 地 借 例 田中 (たなか) 一九八〇年五月一日 東京都 非就職企画事業者の郵便番号 例 100-0001						
履歴書及び履歴書の記述 番号 () 氏名 () 年齢 () 職業(専門) () 職務内容 ()						
履歴書 記述欄 (※) 記述欄	1	西	年	月	日	
	2	西	年	月	日	
	3	西	年	月	日	
	4	西	年	月	日	
	5	西	年	月	日	
	6	西	年	月	日	
	7	西	年	月	日	
	8	西	年	月	日	
	9	西	年	月	日	
	10	西	年	月	日	

申請者は2年金棲立金管理運用候行行政法人法第17条第2項に規定する地位に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3. 市民が能動的に参画する環境行動を企画するための手帳	
<p>前回で、これまでの環境行動を記録して、自分自身の行動（以下「参考環境行動」といいます）においてどちらが継続を決定したか、どちらが継続を妨げたかを分析しました。</p> <p>参考環境行動事例又はその他の人と何関わらず参考又は公報</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続を妨げた <input type="checkbox"/> 継続しない</p>	
<p>4. 環境行動を実現するための環境行動人（以下「実現者」）情報を記入</p>	
（ふりがな） 氏名	性別 性別
職務内容	
<p>5. 市民又は団体の対象となる規則の事項</p> <p><input type="checkbox"/> 規則、ガイドライン又は規制文書は市町道場会による既往行動の検討に対する規則に関する機能に該当する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の規制文書は既往行動に対する規則の機能に該当する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の規制文書は既往行動に対する規則の機能に該当しない。</p> <p><input type="checkbox"/> 規制の内容及び範囲による規制文書は既往行動の範囲に該当する。</p>	
<p>6. 実現者の確認（必ず記入をお願いします）</p> <p><input type="checkbox"/> すべての項目が記入されました。</p>	
<p>7. 実現又は計画の具体的な内訳</p> <p>（この欄は複数枚提出される場合は、各欄に記入して下さい。）</p>	

別記様式第三（第一条の十五関係）

別記様式第四（第一の十六関係）

別記様式第五

別記様式第四(第一条の十六開)

役員又は管理若しくは監督の地位に就いていた者

年 月 日

(記載上の注意)
1 上記の「離職前の支給開始日」とは、年金積立金管理運営独立行政法人法施行令(平成16年政令366号)第8条第4号イからハまでに掲げる日のいずれか早い日をいう。

別別式会計簿(第十一の二)用		年	月	日	年	月	日	(註記)
経常収入								
販売用商品					×	×	×	
・					×	×	×	
経常収入合計								2,2,2
経常費用								
販売用消費費								
販売費					×	×	×	
卸手代金					×	×	×	
定定期料					×	×	×	
運輸用費用					×	×	×	
販賣用費用					×	×	×	
販賣用取扱費					×	×	×	
販賣用税金					×	×	×	
購入用料					×	×	×	
・					×	×	×	
一般費用								
固定費					×	×	×	
雇手代金					×	×	×	
販賣用借入料					×	×	×	
販賣用税金					×	×	×	
貸資費					×	×	×	
販賣用取扱費					×	×	×	
・					×	×	×	
（この中の）管理費					2,2,2	2,2,2	2,2,2	
總額								
経常収入合計								2,2,2
経常費用合計								2,2,2
経常差益								2,2,2
・								
当期経常差益（△は赤字用）					×	×	×	
当期経常差益（△は赤字用）					×	×	×	

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に依りてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 平成11年4月27日の中央省令等改革推進本部基準に基づき行われた既往行政法務の会に関する研究の成果として公表された基準に基づき、必要な会計基準を記すこと。